

一般社団法人 秋田経済同友会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人秋田経済同友会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、秋田県経済の振興発展を図り、秋田県の総合的な発展と活力ある産業経済界の醸成に貢献し、もって日本経済の向上、発展に寄与することを目的する。
併せて、それに資する経済人の在り方を探求するとともに、会員相互の啓発向上と親睦を図るものとする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域産業経済の調査研究及びそのための資料の収集、研究結果の公表、提言
- (2) 産業経済、地域開発に関する諸問題についての協議会、講演会及び講習会の開催
- (3) 関係当局への産業経済、地域開発に関する意見の具申
- (4) 環境保全に関する事業への助成と支援
- (5) 会報、関係資料その他必要な刊行物の発行
- (6) 会員相互の親睦
- (7) 施設の貸し付けに関する事業
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人、法人又は団体であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、会員の推薦により、所定の入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 本会の会員は、会員総会において別に定める会費規程に基づき、入会金及び会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を、代表理事に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金・会費等を1年以上納入しなかったとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 会員の所属する法人・団体が解散又は破産したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会又は除名された会員が、既に納入した入会金・会費その他の抛出金品は返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第12条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

- (7) 会員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項
- (8) その他、本会運営に関する基本的事項

(開催)

- 第14条 会員総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とし、通常総会をもって定時社員総会とする。
- 2 通常会員総会は、事業年度終了後3か月以内に開催する。ただし、原則として毎年5月に開催する。
 - 3 臨時総会は、会員の10分の1以上が会議の目的事項を示して請求したとき、又は理事会が必要と認めたときに開催する。

(招集)

- 第15条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

- 第16条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

- 第17条 会員総会の議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 会員総会の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席者の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他、法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事の選任決議は、候補者ごとに第1項の決議をしなければならない。理事又は監事の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 会員は、会員総会の議決権の行使を他の会員に委任することができる。
- 2 会員総会に出席できない会員は、法人法第51条及び第52条の規定により、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法により議決することができる。

(議事録)

第 20 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本会に次の役員を置く。

(1) 代表理事 (代表幹事) 3 名以内

(2) 理事 8 名以内

(3) 監事 2 名以内

2 前項 (1) の代表理事、前項 (2) の理事をもって、法人法上の理事とする。

3 前項 (1) 代表理事をもって、法人法上の代表理事とする。なお、本会では代表理事を代表幹事、代表理事以外の理事は副代表幹事とも称する。

4 この法人に専務理事を置くことができる。専務理事は、法人法上の理事とし、法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、専務理事については、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、本会を代表してその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより本会の業務を分担執行する。

3 代表理事及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行 (会計業務を含む) を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、本定款第 2 1 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って計算した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 28 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 29 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任

(招集)

- 第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ定められた順序に従って、理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代理理事に事故があるときは、理事会で選出された 理事が議長となる。

(決議)

- 第 32 条 理事会の決議は、その決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、監事はその提案について異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名し押印する。

第 7 章 常任幹事会

(定数及び選任、任期)

- 第 34 条 本会に常任幹事会を置く。
- 2 常任幹事は 15 名以上、25 人以内とする。
 - 3 常任幹事は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。
 - 4 常任幹事の任期は選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常会員総会の終結のときまでとする。

(構成)

- 第 35 条 常任幹事会はすべての常任幹事及び理事、専務理事で構成する。

(職務)

- 第 36 条 常任幹事会は、次の事項を審議及び協議するほか、運営に関する規定は別に定める。
- 1 会員の入会及び脱会の協議
 - 2 委員会等が提案する提言・意見書・報告書の審議
 - 3 その他日常会務における活動及び運営の協議

第 8 章 委員会

(委員会)

- 第 37 条 本会に、本会の目的達成に必要な事項を研究、立案及び実施するため委員会を置くことができる。
- 2 委員は、会員の中から理事会が選任によるほか、会員の希望により委員となることができる。

第9章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第38条 この法人に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、会員でも会員外の者でもよいものとする。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、通常総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第 44 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 事務局

(事務局)

第 46 条 本会に事務局を置く。

第 14 章 雑則

(委任)

第 47 条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は佐藤暢男、藤原清悦、那波宗久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 42 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 秋田経済同友会は 2012 (平成 24) 年 4 月 1 日を以て一般社団法人に移行した。
- 5 2018 (平成 30) 年 5 月 25 日の平成 30 年度通常会員総会に於いて定款の一部を変更した。